

令和5年6月以降に実施する項目（後行実施項目）

項目名内答申番号は、答申内課題項目番号を表しています

	項目名	公契約等審議会答申の概要	実施内容案
1	総合評価制度の課題と活用 【答申10】	<p>(1) 現行の総合評価制度について、客観性や競争性を高める公正な評価基準への見直しが不可欠である。</p> <p>(2) 現行の総合評価制度を見直した上で、総合評価制度が適用される入札を拡大すべき。</p>	<p>(1) 施工能力審査型総合評価方式の見直し</p> <p>① J V工事を除く予定価格6,000万円以上の工事を対象とする。</p> <p>② 「価格点」と「施工能力評価点」の比率を1:1から1:2とする。</p> <p>③ 区褒章技術者や区内本店・支店事業者、労働安全衛生への取組みなど、新たな加点項目を設定し、適正に施工能力を評価する基準に見直す。</p> <p>(2) 総合評価制度の見直し・拡大</p> <p>令和4年度に、(1)の見直した基準により試行実施し、令和7年度までに対象工事の50%以上の実施を目指す。また、J V工事などの大規模工事に対する総合評価方式の導入については、令和7年度を目途に、単体工事の総合評価制度入札の実績を検証したうえで、検討する。</p>
2	予定価格の公表のあり方 【答申1】	<p>(1) 予定価格の事後公表の範囲を予定価格1億円以上から6,000万円以上の工事まで拡大することが重要。</p> <p>(2) 工事規模の目安になる工事発注規模一覧表を作成して公表することが有用。</p>	<p>(1) 予定価格6,000万円以上の工事まで拡大する。</p> <p>(2) 工事規模の目安となる工事発注規模一覧表をもとに、発注の際に当該工事の予定価格帯を公表する。</p>
3	入札における不調・不落と不落随契及び再公告入札の手続 【答申6】	<p>(1) 不落随契</p> <p>予定価格事後公表の入札において、再度入札を行っても落札されなかった場合に、一定の条件の下で不落随契の手続を進める。</p>	<p>(1) 不落随契</p> <p>① 予定価格が6,000万円以上1億8,000万円未満の工事入札で予定価格に対する再度入札の入札額の超過割合が5%以内の場合に、当面、試行実施する。</p>

	項目名	公契約等審議会答申の概要	実施内容案
		<p>(2) 再公告入札における区外事業者等への入札参加資格要件の拡大</p> <p>入札不調又は不落となった場合の再公告入札においては、落札を確実にするため、区外事業者等にも入札参加資格要件を広げるなどのルールを決める。</p>	<p>② 不落随契に参加する意思表示をした入札者は、開札の遅れや複数受注を防ぐため、当日のその後の同じ入札方法による入札に関しては、受注制限を適用する。</p> <p>(2) 再公告入札における区外事業者等への入札参加資格要件の拡大</p> <p>入札不調又は不落となった場合には、工事の遅延等を防ぐため、区外事業者（23 区内に本店をおく事業者）にも入札参加資格要件を拡大して再公告入札を行う。</p>
4	<p>地元企業の育成策・優遇施策の実施</p> <p>【答申 11】</p>	<p>地方自治法等が定める機会均等、公正性、透明性及び経済性（価格の有利性）の範囲のなかで、区内本店事業者については、入札参加における実績要件（最高完成工事高）や等級要件を緩和する。</p>	<p>(1) 完成工事高の見直し</p> <p>区内本店事業者については、入札参加の際の最高完成工事高について、民間工事高を予定価格の 7 割以上、官公庁工事高を予定価格の 4 割以上に緩和する。</p> <p>(2) 等級格付に関する入札参加資格要件の緩和</p> <p>区内本店事業者については、発注標準における等級格付ごとの予定価格帯を超える完成工事高がある場合は、1 ランク上の予定価格帯の工事の入札に参加することができるものとする。</p>
5	<p>地域要件の設定のあり方</p> <p>【答申 3】</p>	<p>(1) 区内支店が予定価格 6,000 万円以上の工事の入札に参加できるように見直すことは喫緊の課題。</p> <p>(2) 難度の高い工事等に関する区外事業者の入札参加に関して発注標準に注記し、適切かつ積極的な対応を行うことが適当。</p>	<p>(1) 区内支店も予定価格 6,000 万円以上の工事の入札に参加可能とする。</p> <p>(2) 難度の高い工事等に関する区外事業者の入札参加に関して発注標準に明記する。</p>

	項目名	公契約等審議会答申の概要	実施内容案
6	建設共同企業体（JV） 対象工事のあり方等 【答申4】	<p>(1) 区内支店事業者がJVの代表・構成員となることが妥当。</p> <p>(2) 実績を有する区内事業者が単体で入札することが妥当。</p> <p>(3) 一定規模以上の大規模工事については、区外事業者を代表構成員とするJVが参加することが妥当。</p>	<p>(1) 区内支店事業者がJVの代表・構成員となることを認める。</p> <p>(2) 実績を有する区内事業者が単体で入札することを認める。 建築・土木工事：予定価格15億円未満 設備・造園・その他工事：予定価格8億円未満</p> <p>(3) 特別な場合を除き、当面、区外事業者はJVの代表・構成員の対象としないが、入札参加状況等を検証していく。</p>
7	区内事業者認定基準の 改正と運用 【答申12】	公共調達に関する原則に基づき、改正認定基準等を適切に運用することで、区内事業者の適正な受注を支援していく必要がある。	新規登録事業者については、申請後概ね6か月以内に、実地調査によって営業実態を確認したうえで、認定後に入札参加を可能とする。
8	最低制限価格未満での 入札による不落等への 対応 【答申7】	<p>(1) 低入札価格調査制度の適用対象工事を拡大した場合の影響等を慎重に検討し、より実情に合った低入札価格調査制度及び最低制限価格制度に運用を改善していく必要がある。</p> <p>(2) 地方自治法施行令の規定や他の自治体を参考に、初度入札で最低制限価格未満の入札となった者についても再度入札(当日の2回目の入札)に参加させることを検討するべき。</p>	<p>(1) 低入札価格調査制度等の現行運用の継続 低入札価格調査制度(予定価格1億8,000万円以上)及び最低制限価格制度(同1億8,000万円未満)の見直しについては、他の入札制度の見直し結果を分析、検証しなければ、改善が必要か否か判断することができないため、当面は現在の運用を継続する。</p>